一、氏　名　香月　純一
　生年月日　昭和五十四年七月二十三日生
　旅券申請上の住所　東京都武蔵村山市
二、返納すべき旅券
　旅券番号　ＴＧ四〇二〇五六七
　発行年月日　平成十五年七月十日
　旅券名義人　香月　純一
三、返納すべき理由
　当該旅券名義人は、平成二十四年十一月二十七日、東京簡易裁判所から、傷害及び威力業務妨害事件の被疑者として逮捕状が発付され、平成二十四年十一月三十日、警察庁から外務大臣にその旨通報があったことから、旅券の交付の後に、一般旅券の発給等の制限の対象となる旅券法第十三条第一項第二号に該当するに至ったものである。よって、本件は、一般旅券の返納を命ずることができる場合となる旅券法第十九条第一項第二号に該当する。

法　務

公証人任免

佐々木正輝は公証人に任命され、東京法務局所属元公証人大久保慶一の後任を命ぜられた。

松原敏夫は公証人に任命され、那覇地方法務局所属元公証人城間祝の後任を命ぜられた。

北見映雅は公証人に任命され、仙台法務局所属元公証人田子忠雄の後任を命ぜられた。（以上十二月一日）

東京法務局所属公証人桐生哲雄は願により公証人を免ぜられた。

谷川恒太は公証人に任命され、東京法務局所属公証人桐生哲雄の後任を命ぜられた。

東京法務局所属公証人佐々木博章は願により公証人を免ぜられた。

千葉地方法務局所属公証人片山博仁は願により公証人を免ぜられた。

平尾雅世は公証人に任命され、千葉地方法務局所属公証人片山博仁の後任を命ぜられた。（以上十二月二日）（法務省）

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定に基づき、次の地図及び簿冊を同条第二項の規定により認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして平成二十四年十一月二十六日付けで指定したので、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第十九条の規定に基づき公告する。

平成二十四年十二月十三日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

測量及び調査を行った者の名称	地図及び簿冊の名称	測量及び調査を行った地域
農林水産省	国営農地再編整備事業豊北地区寺畑換地区確定測量図及び換地計画書	山口県下関市豊北町大字北宇賀の一部
農林水産省	国営農地再編整備事業豊北地区蓋の井換地区確定測量図及び換地計画書	山口県下関市豊北町大字粟野の一部
農林水産省	国営農地再編整備事業豊北地区向坊換地区確定測量図及び換地計画書	山口県下関市豊北町大字滝部の一部
農林水産省	国営農地再編整備事業豊北地区波原換地区確定測量図及び換地計画書	山口県下関市豊北町大字神田上の一部
農林水産省	国営農地再編整備事業豊北地区岡林換地区確定測量図及び換地計画書	山口県下関市豊北町大字神田上の一部
農林水産省	国営農地再編整備事業豊北地区三中曽換地区確定測量図及び換地計画書	山口県下関市豊北町大字田耕の一部
農林水産省	国営農地再編整備事業豊北地区直子換地区確定測量図及び換地計画書	山口県下関市豊北町大字神田上の一部
農林水産省	国営農地再編整備事業豊北地区田代換地区確定測量図及び換地計画書	山口県下関市豊北町大字滝部の一部
農林水産省	国営農地再編整備事業豊北地区岡ノ台換地区確定測量図及び換地計画書	山口県下関市豊北町大字角島の一部
農林水産省	国営農地再編整備事業豊北地区片山換地区確定測量図及び換地計画書	山口県下関市豊北町大字角島の一部

公　告

諸　事　項

金融商品取引業者の営業保証金に係る配当表公告

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号）第15条の14第５項の規定により次のように公示する。

1．供託者の商号　株式会社Ｍ・Ａアセットマネージメント
2．代表者の氏名　代表取締役　根本　勝通
3．住所　東京都港区西新橋１－６－12アイオス虎ノ門ビル12階
4．配当表
(1)　権利の実行の対象となる営業保証金の額　5,000,000円　①
(2)　権利の実行に係る申出の総額　8,892,869円　②
(3)　官報公示費用　51,450円　③
(4)　申出者への払渡額の算式
　各申出額×①／②－(各申出額×①／②／①×③
　（円未満の端数調整を行う場合がある）
※　金融商品取引業者営業保証金規則第17条第２項の規定による公示の費用（上記③）については歳入徴収官関東財務局総務部次長に支払うこととし、各申出者への払渡額は、各申出者の還付額から公示の費用の各申出者の負担額を控除した額とする。

平成24年12月13日
関東財務局長　菅野　良三

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年12月13日
中部地方整備局長　梅山　和成

1　処分をした年月日　平成24年11月16日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社トーエネックサービス　安藤　善康　愛知県名古屋市中区栄１－31－41　国土交通大臣許可（般－24）第15914号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気通信工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年10月31日付けで建設業法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年12月13日
中部地方整備局長　梅山　和成